【別紙３】

工事請負変更契約書

１　工事名

２　工事場所

　発注者と受注者とは、　年　月　日締結した上記の工事の請負に関する契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結した。

　原契約の一部を次のように変更する。

作成例

金額や工期等の変更がない場合は第１条～第３条として作成

第１条　第１０条第２項を次のとおりとする。

　受注者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第２項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第３項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第２６条の２に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。

第２条　第１０条第６項中「主任技術者、監理技術者」を「監理技術者等」とする。

第３条　第１２条及び第５３条中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」とする。

　以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を原契約書とともに保有する。

　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印